

メルパルクホール約款

この約款は、お客さまとメルパルク株式会社（以下「当ホテル」といいます。）との相互の信頼を高め、ホールのご利用を円滑に執り行うことを目的として定められたものです。

第1条（契約の成立）

ホールのご利用にあたっては、メルパルクホール約款（以下「本約款」といいます。）の内容をご了承の上、当ホテル所定の「利用申込書」へのご記入をお願いいたします。

1. お申し込みは、直接ホール管理事務所（予約窓口）へお越してください。なお、郵送による受付も行っておりますので、お問い合わせください。
2. お申込みの際には、ご利用日、主催者名、申込者氏名、ご連絡先、ご利用内容等、当ホテルが必要と認める事項について確認させていただきます。なお、ご利用内容によっては、お申込みをお断りする場合がありますのでご了承ください。また、催物に関する企画書や前回開催のパンフレット等があれば添付してください。
3. 「利用申込書」等の受付後、予約金を指定日までに当ホテル指定の銀行へお振込みいただくか、直接現金にてお支払い願います。入金確認後「利用承諾書」をお渡しいたします。この時点で契約成立といたします。
4. 同一のお客さまによるホールの連続利用は、原則として10日以内とさせていただきますのでご了承ください。

第2条（ホールの利用時間）

ホールの利用時間は、あらかじめお客さまと取り決めさせていただきました時間内とさせていただきます。

1. 利用時間及び料金は別途料金表をご参照ください。
2. お客さまの都合により、あらかじめ取り決めました利用時間を超過した場合は、所定の超過料金を頂戴いたします。ただし、当日の状況によっては利用時間の超過に応じられない場合もありますのでご了承ください。
3. 利用時間には、仕込み（舞台・音響・照明設備の設営）、会場の準備、リハーサル、お客さま及び来場者の入退場、会場及び設備の現状復帰等に要する時間を含みますのでご了承ください。
4. ホール設備の整備点検等により、臨時に開館時間、休館日を変更することがありますのでご了承ください。

第3条（事前の打合せ）

ご利用日の1ヶ月前までに、以下の事項について打合せをさせていただきます。打合せの際には、入場券の見本、進行スケジュール表、プログラム、チラシ等の資料をご持参ください。

1. 舞台、照明、音響、楽屋、受付等の利用備品について
2. 催物チラシ、ポスター、看板等の配布、掲示について
3. 来場者の整理・警備及び非常の際の避難・誘導について
4. 搬入等による駐車場のご利用について

5. お弁当、パーティー等の手配について
6. その他ホールの利用に必要な事項について

第4条（関係官庁等への届出）

関係官庁等への申請・届出の必要がある場合は、お客さまが申請及び届出を行ってください。

なお、届出後に届出書（許可書）の写しを当ホテルまでご提出下さい。

1. 火気使用 長野消防局予防課 026-227-8001
2. 警備・防犯 長野中央警察署 026-244-0110
3. 音楽著作権 日本音楽著作権協会長野支部 026-225-7111

第5条（料金の支払い）

ホール利用料金については、ご利用日の開演時間前までにお支払いください。

予約金は、ホール利用料金に充当いたします。

その他付帯設備利用料等の残金については、ホール利用終了日までにお支払いください。

なお、予約金及びホール利用料金等の残金を、当ホテルが指定した期日までにお支払いいただけない場合は、ホールのご利用をお断りする場合がありますのでご了承ください。

第6条（お客さまのご都合による解約）

既にご契約されたホールの利用を、お客さまのご都合によりお取り消しになる場合は、以下の解約料金を頂戴いたします。

解約期日	解約料金
① ご利用当日の9ヶ月以内	ホール基本利用料金の25%
② ご利用当日の6ヶ月以内	ホール基本利用料金の50%
③ ご利用当日の3ヶ月以内	ホール基本利用料金の75%
④ ご利用当日の2ヶ月以内	ホール基本利用料金の100%

※既に発注、その他手配が完了しているものについては、前記解約料金の他にその料金を頂戴いたします。

※予約金については、ご精算時に充当いたします。

※期日の変更（延期）は、原則として解約の扱いとさせていただきます。

第7条（利用の制限）

次のいずれかに該当する場合にはご利用をお断りし、ホール利用のご予約を解約させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

1. お客さまが、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
2. お客さまが、暴力団・暴力団員・暴力団関係団体又はその関係者・その他反社会的勢力であることが判明したとき
3. お客さまが他のお客さまに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき又はそのおそれがあるとき
4. お客さまが当社に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行

なつたと認められるとき

5. お客さまが、当ホテル若しくは当ホテル従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的な範囲を超える負担を求めたとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき
6. 関係官庁から中止命令が出たとき
7. ホールの利用権を他人に譲渡又は転貸したとき
8. 利用目的以外の利用のとき
9. その他、ホールの運営上支障があると認められたとき
10. 天災、その他当ホテルの責任に帰することのできない事由により利用できないとき

※ご利用当日に本項の各号に該当することが発生し、ご利用を中止していただいた場合は、第7条10項の場合を除きご利用料金を請求させていただきます。

※当ホテルは、本項の規定に基づく解約によりお客さまが損害を受けた場合においても、その損害を賠償する責任を負いません。

第8条（損害賠償及び免責）

1. 損害賠償

お客さま（お客さまが直接ご依頼された事業者、来場者その他お客さま側の全ての関係者を含む）の故意又は過失により、当ホテルの施設・設備・什器備品等を毀損、汚損、滅失させたときは、損害を賠償していただきます。

2. 免責

施設ご利用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、当ホテルに故意又は重大な過失がない限り、当ホテルは一切の責任を負いませんのでご了承ください。天災地変、交通機関のスト、その他の不可抗力によって予定の催物が実施できない場合、これらの不測の事態による損害については、責任を負いかねますのでご了承ください。

第9条（ご利用上の注意事項）

1. ご利用中の施設・設備の管理、秩序維持、来場者の整理・案内誘導等は、お客さまが責任をもって行い、また盗難及び事故防止等には万全を期してください。盗難、事故等について、当ホテルは責任を負いませんのでご留意下さい。
2. 貴重品、忘れ物等について、当ホテルは責任を負いませんのでご留意下さい。
3. 不時の災害や事故等に備え、施設ご利用前に必ず非常口、避難誘導方法、火災報知器や消火器の位置等を確認しておいてください。
4. 器物、諸道具の持込み及び特殊な設備を施す場合は、当ホテルの承諾を得てください。
5. 掲示、物品の配布、及び宣伝、撮影、録音等の行為は、当ホテルの承諾を得ないで行うことはできません。
6. 入場者の定員を厳守してください。定員を超過した場合は、開演を認められませんのでご注意ください。
7. ホール利用後は、設備等を原状に復帰し、係員の点検を受けてください。
8. その他ご利用に関しては、ホール担当者にご相談のうえ、その指示に従ってください。

第10条（禁止事項）

法律で禁じられる行為、公序良俗に反する行為及び他のお客さまに迷惑のかかる次に掲げる行為は禁止します。関係者及び来場者に、禁止事項の遵守を周知徹底されるよう、お願いいたします。

1. 身体障害者補助犬以外の愛玩動物の持ち込み
2. 発火又は引火性の恐れがあるもの等危険物の持ち込み
3. 悪臭を発するものの持ち込み
4. 大音響を発するものの持ち込み
5. 他人に危害を及ぼし、又は他のお客さまの迷惑となる行為
6. 備品等の移動、損傷、汚損
7. 利用を許可されていない施設の利用及び立ち入り
8. 所定の場所以外での喫煙、飲食等
9. ホールの管理上支障がある行為
10. 利用目的外の利用
11. その他、当ホテルが不適切と判断した行為

第 11 条（個人情報）

ご予約いただいたお客さまの個人情報は、当ホテルにおいて厳重かつ適正に管理いたします。なお、利用目的等につきましては、「個人情報取扱いに関する説明書」をご確認ください。

第 12 条（その他）

1. 当ホテルでは、健康増進法施行に伴う受動喫煙の防止に努めています。ご理解、ご協力をお願いいたします。
2. お客さまが当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。
3. 施設及び景観の保全・維持管理等に伴い、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合がありますので、ご了承ください。
4. その他約款に定めのない事項につきましては、法令または一般に確立された慣習に従っていただくものとさせていただきます。

付則

第 1 条 本約款の改定は、平成 28 年 7 月 1 日付で施行します。